

2024年度
一般推薦入試
(健康プロデュース学部 心身マネジメント学科)
小論文 (100点・90分)

次の文章をもとに、以下の問いに答えなさい。

子どもの声や学校からの音が「騒音」だとして、地域住民との間でトラブルとなることが起きている。ある県の女性のスマートフォンに、自身の子どもが通う小学校から以下のような一斉メールが届いた。

地域の方から「駐車場等に多くの子どもが集まり、うるさい」とご指摘をいただきました。ご家庭でもご指導お願いします。

この女性は、自然豊かで子育てしやすいという環境を求め、他県から数年前前に引っ越してきた。確かに、子どもたちはそれぞれの家に出入りし合ったり、駐車場や庭で集まったりして遊んでいるが、それは家の敷地内のことであり、そのため親にとっては安心であるし、出入りが自由で遊べることは子どもにとって都合がよい。しかも、子どもたちの声が大きくなると、その都度女性は大声を出さないようにと子どもたちに注意をしていた。そのため、近隣からの苦情はこれまで一切なかったのである。にもかかわらず、上記のような電話がたった1件、地元教育委員会に送られた。「毎日の騒音を聞くのが辛い」との内容だったそうである。

しかし、このような事案は、この県だけではない。ある県立高校では部活動である吹奏学部の演奏、応援団の声、ボールの音が「うるさい」と毎日のよう苦情が届いていたという。さらには、2023年4月、ある県の住宅地にあった公園が廃止となった。そのきっかけは、近隣住民1世帯から寄せられた子どもの遊び声に対する苦情であった。

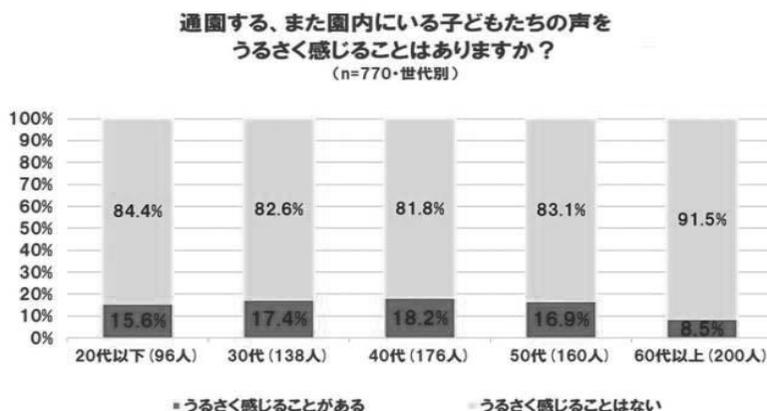
このような子どもの遊び声、部活動や学校行事の声等を「騒音」として捉える人達が一部にいるのが現状である。わが国では、こうした騒音に関連して、2023年4月の衆議院厚生労働委員会での首相の子育て政策を巡り、ある議員は「子どもや育児中の人の肩身の狭い思いを軽くする環境作りを」と述べ、首相は「子どもの声が騒音であるという声に対して、我々は考えを改めなければならない」と答えている。ただし、閣議後会見で問われた、こども政策担当相は「騒音とは何か」という定義が必要になるなど、法制化の課題

は多いと指摘し「法制化は検討していない」と述べた。しかし、ドイツでは2011年に連邦法が改正され、子どもの声が騒音規制の対象外になった。14歳未満の児童保育施設や遊戯施設で子どもや世話にあたる大人が発する音声を、「原則として有害な環境作用ではない」と定義したのである。これによって「子どもに優しい社会」を目指すことが掲げられたのであった。ただし、子どもの声なら何でも許されるというものではなく、病院・福祉施設の周辺では静かであるべきとしている。

問

養育ならびに教育現場において、「遊び」や「スポーツ教育」の重要性を踏まえて、養育者や教育者（あるいは指導者）が、「騒音」として捉えられてしまうかもしれない「声」について、自らがどう理解し、地域周辺の人たちにどう対応したらよいかについて、あなたの考えを800～1,000字で述べなさい。

[資料]近所の保育園・幼稚園がうるさいと感じるのは若い世代！？“幼稚園・保育園に関するアンケート結果



参考資料

- ・朝日新聞 2023年8月12日朝刊1面「(#ニュース4U) 子どもの遊ぶ声 騒音ですか」
2023年8月12日朝刊2面「耳とざさずに心をつないで」
- ・株式会社クリエイティブジャパン 2016年5月31日 (<https://prtimes.jp/main/html/rd/p/000000010.000012153.html>)

◆ 写 真 提 供 等 ◆

2024年度一般推薦入試

(健康プロデュース学部 心身マネジメント学科)【小論文】

『朝日新聞』2023年8月12日朝刊

「(#ニュース4U)子どもの遊ぶ声 騒音ですか」

朝日新聞社(承諾番号:24-1363)

『朝日新聞』2023年8月12日朝刊

「耳とざさずに心をつないで」

朝日新聞社(承諾番号:24-1363)

※上記記事に関して朝日新聞社に無断で転載することを禁じます。